山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務委託　仕様書

本仕様書は、山形市が実施する山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

１　業務名称

山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務

２　業務目的

山形市総合スポーツセンタースケート場は、平成元年11月に「べにばな国体」のスピードスケート競技会場として仮設で整備したもので、老朽化が進むとともに冷媒に使用しているフロンは生産が終了し、早ければあと７年程度で入手できなくなることから、施設の今後のあり方について検討が必要な状況となっており、令和５年度には外部有識者を含めた「山形市における屋外スケート施設あり方検討懇談会」（以下「懇談会」という。）において意見交換がなされ、報告書が提出された。

その内容を踏まえた山形市の屋外スケート場のあり方等と整備・改修の今後の方向性を示す。

３　履行期間

履行期間は契約締結日から令和７年3月21日までとする。

４　業務内容

懇談会がまとめた「山形市における屋外スケート施設あり方検討懇談会報告書」に基づき、新規整備・大規模改修の具体的取組の検討を行い、案を提示し、策定を支援する。

検討にあたっては、現在の施設が山形市民の利用に留まらず、市外、県外からも身近なスポーツ施設として広域利用がなされていること、また山形県ではフィギュアスケート等の屋内スケートリンクの整備を検討していることから、その進捗状況を注視しながら業務を実施していくこととする。

山形県の動き等において必要な情報については、発注者が受託者に随時提供する。

⑴　整備にあたっての課題整理

懇談会の議論内容及び庁内での検討状況を踏まえ、400ｍスケートトラックを整備する上での課題を整理する。

課題整理にあたっては、県内で唯一の400mのスピードスケート用トラックであることを踏まえ、スピードスケート競技の機能を前提に、冬期間だけでなく年間を通しての活用や、スピードスケート以外のスケート機能の導入も検討し、それらの課題を整理すること。

規模の検討にあたっては、スケート場の規模、管理する建物、その他導入機能に必要な規模や、駐車場等の外構部を含む。

⑵　付加すべき機能の提案

　　費用対効果を高め、持続可能な運営を目指すため、冬期間のスケート利用だけでなく通年活用できるよう複合的な機能について提案する。

　　①　アーバンスポーツ

　　　中地、外周を活用したアーバンスポーツ施設の導入提案

　　②　市民の健康増進機能

　　　冬期間の生活の質の向上や交流、運動不足の解消につながる機能の提案

　　③　スピードスケート以外のスケート機能

　　　フィギュアスケートやアイスホッケーなどの機能の導入可能な機能の提案

　　④　食事、娯楽、温泉等冬を楽しめる機能の充実

　　　スケート目的以外の方も考慮した機能の提案

　　⑤　屋内施設、屋外施設の課題整理

　　　屋内施設、屋外施設のそれぞれの課題や費用対効果についての整理

⑶　適地の検討補助

今後適地の検討において必要となる、現地での建替えと移転整備についての課題等を整理する。

移転整備については、必要最小面積、災害リスク、利用者アクセス等の各種条件を整理し、現地での建替えについては、工事中の施設機能継続等への影響や整備費の比較も併せて整理する。

⑷　整備手法の整理

従来方式だけでなく民間活力の導入についても検討を行うこと。また、それぞれの手法によるスケジュールについても整理し資料にまとめること。

①　整備手法等について、その効果を想定し検証すること。

②　整備手法等について、財政シミュレーションを行うこと。

③　国制度や他都市の状況、類似施策の調査研究を行うこと。

⑸　基本構想(案)の作成

これまでの検討経緯を踏まえ、基本構想(案)を作成する。なお、今年度中は、基本理念・基本方針、施設機能や規模についての方向性を示すものとし、建設候補地や整備・運営方式については、基本構想(案)で決定するものではない。

⑹　打合せ

本業務を円滑かつ効率的に遂行するために、適宜打合せを行い、その内容について記録簿を作成すること。

なお、打合せは初回、中間（月１～２回程度）、業務完了時を基本に行う。初回、業務完了時の打合せは対面で行い、中間はＷｅｂ会議を主体として、必要に応じて対面で行うこととする。

　⑺　資料作成支援

　　山形市が関係機関との協議に必要な資料の作成を支援すること。

⑻　報告書作成

本業務の成果をとりまとめた報告書を作成すること。なお、成果品は以下のとおりとする。

①　報告書（Ａ４判、ファイル綴り）　　　　　　　1部

②　基本構想（案）　　　　　　　　　　　　　　　１部

③　基本構想（案）概要版　　　　　　　　　　　　１部

④　協議・打合せ記録簿　　　　　　　　　　　　　１部

⑤　上記の電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）　１式

５　関連計画

　　「山形市屋外スケート場整備基本構想」の策定支援にあたっては、以下の本市関連計画等を参考にすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 計画等名称 | 策定時期 |
| １ | 山形市発展計画２０２５ | 令和2年3月（令和3年2月変更） |
| ２ | 山形市スポーツ推進計画２０２８ | 令和5年2月 |
| ３ | 山形市における屋外スケート施設あり方検討懇談会報告書 | 令和6年2月 |

６　資料の貸与

本業務の実施にあたり、山形市は受託者に作業に必要な資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱う。本業務の完了後は、速やかに山形市に返却しなければならない。

貸与資料については、山形市の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

７　秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、下記11に示す事項を遵守し、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

８　契約不適合責任

本業務完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受託者の責任において不良個所を修正、補足するものとする。

９　損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、山形市に発生事由および処理結果を文章にて報告するものとする。

10　再委託の制限

再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で確認し、委託者の書面による承諾を得た場合のみ可能とする。

11　個人情報保護に関する事項

⑴　受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当該法律を厳守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

⑵　受託者は、個人情報（行政手続きにおける特定個人を識別するための番号に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第８項に規定する特定個人情報を含む。）の取扱いに関して、山形市が提示する個人情報取扱特記事項を遵守し、個人番号を取り扱うこと。

12　納期および納入場所

成果品の納期は履行期日までとし、納入場所は文化スポーツ部文化スポーツ施設整備室とする。

13　疑義等

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、山形市と受託者が協議のうえ定めるものとする。